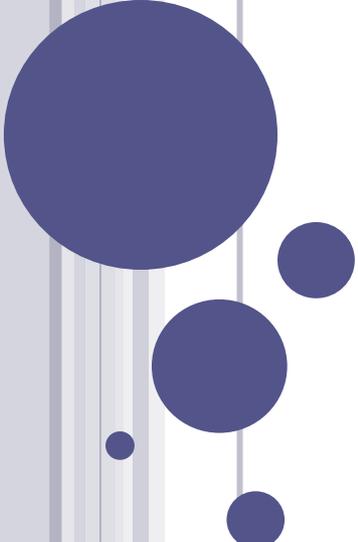


2012/07/23 統計データの二次的
利用促進に関する研究会
於 総務省統計局



公的統計マイクロデータのオンライン利用 その現状と課題

総務省統計研修所調査官

(元一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター
准教授)

小林良行

本日の報告

1. オンサイト利用の概要(一橋大学での試行)
2. 利用のための手続き
3. オンサイト利用に関する現状と今後の課題

1. オンサイト利用の概要(一橋大学での試行)

- 国際共同研究センター(小平キャンパス)内の施設・設備(*)の情報安全性を強化、平成22年12月27日に(独)統計センターと一橋大学との連携協力協定に基づく認定

(*)匿名データの複製作成施設として稼働している施設・設備

- 統計局との共同研究と位置付け
 - ー 運用面での課題検討のための試行運用

1. オンサイト利用の概要(一橋大学での試行)

○ 施設、設備について

情報安全性を確保したクローズドな施設

入退室管理 — カードキーによる施設入室者の制限、
入退室情報の記録、手荷物の持ち
込み禁止、施設利用時の管理者同
室必要

監視カメラによる室内の映像記録

データ管理 — 利用者ごとに独立したデータアクセス
印刷出力の一元管理

監査証跡 — キー入力 of 記録

1. オンサイト利用の概要(一橋大学での試行)

- 機器等(ハード、ソフト)について

ハード

利用者用PC×4、管理者用PC×1、DBサーバー等
PC本体は集中管理。利用者はthin-clientタイプの端末のみ直接利用可能(外部接続用のインターフェースは利用不可にしてある)

ソフト

利用者用に統計解析ソフト、集計表作成ソフト、数式処理ソフト、ワープロ、表計算ソフト等

2. 利用のための手続き

試行運用で利用する場合の手続きとして

- 統計法第33条に基づく調査票情報の提供申出
- 初回訪問と利用者登録
- 利用時手続き
- データ利用期間終了後の手続き

3. オンサイト利用に関する現状と今後の課題

○ 利用形態(現状)

・事前チェック方式⁽¹⁾

◆ オンサイト利用以外の利用形態との違い(総務省政策統括官(統計基準担当)(2008))

- ・事前^に提出する集計様式又は分析出力様式は主なものでよい。
- ・調査票情報の利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法については申出時の記載の省略可
- ・成果物の施設外持出しは事前申請
→諸外国では持出し時又は公表時に政府統計機関の事前承認必要が一般的(UNECE(2007))

(1)使用する調査事項・作成する統計等を事前に確定して承認を得る方式

◎統計局との共同研究の中では作成するすべての集計様式等を事前に提出させている。

3. オンサイト利用に関する現状と今後の課題

○ 今後の課題

- ・新たな利用形態の試行運用:統計局との共同研究
 - ー 事後チェック方式⁽²⁾へ向けた課題の検討
- ・旧法時代から継続しているオフサイト利用形態の取り扱い
 - ー 管見の限りでは諸外国で研究者の研究室で調査票情報を使わせているような形態はない。
 - ー 法成立時の想定とICTの進歩とのかい離に起因した形態か
- ・ニーズに応じた施設の設置

(2) オンサイト利用施設内では使用する調査事項の選択が試行錯誤的に自由にでき、施設外に成果物を持ち出す時に使用した調査事項・作成した統計等の承認を得る方式

3. オンサイト利用に関する現状と今後の課題

- 日本型オンサイト利用の確立に向けて
 - 諸外国との法制度の異同を踏まえて→概念の共通認識化、実現形態の整理、法第33条の運用面からの明確化、二次的利用形態に応じた緻密な議論
 - 分散型統計機構下におけるオンサイト利用施設の在り方の議論

参考文献

総務省政策統括官(統計基準担当)(2008). 統計法第33条の運用に関するガイドライン(平成20年12月24日総務省政策統括官(統計基準担当)決定.平成23年3月28日改正)

UNECE(2007). *Managing Statistical Confidentiality & Microdata Access*, United Nations

統計センターの連携協力協定に関する説明概要(HP から抜粋)

統計センターが連携協力協定を締結する法人は、次に掲げる法人であることを要件としています。

国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）に基づき設置された国立大学法人及び大学共同利用機関法人

私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）に基づく学校法人により設置された私立大学

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）及び個別法の定めるところにより設立された独立行政法人

法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）により公益性の認定を受けた公益法人（特例民法法人を含む。）

連携協力事項

公的統計に関するデータアーカイブの運営に関すること

公的統計の二次利用に関する研究・開発に関すること

公的統計の二次利用に関する普及・啓発に関すること

人材交流

その他協定の目的を達成するために必要な事項

サテライト機関としての事務

法人は、研究・開発、普及・啓発等のほか、統計センターが運営するデータアーカイブのサテライト機関として、次に掲げる事務のいずれかを行います。

公的統計の二次利用に係る事務の履行補助

統計センターが統計法第 37 条に基づき国の行政機関等の委託を受けて行う次に掲げる事務のいずれかについて、その履行を補助します。

匿名データの提供

研究者等の求めを受け付け、その内容を統計センターに取り次ぎ、並びに統計センターの認めるものについて匿名データの複製及び配付その他の統計センターの定める処理手順に基づく事務を行います。

統計の作成等

研究者等からの委託を受け付け、その内容を統計センターに取り次ぎ、並びに統計センターの認めるものについてプログラムの受領、検査及び実行その他の統計センターの定める処理手順に基づく事務を行います。

オンサイト利用環境の提供

統計法第 33 条に基づく調査票情報の提供に係る承認手続に関し、統計センターの運営する

「オンサイト利用施設を用いた調査票情報の使用の枠組み」を利用する府省及び研究者等に対し、調査票情報について適切な情報管理の下で統計分析その他の情報処理を行うことができるオンサイト利用施設的环境を提供し、当該枠組みに必要な事務を行います。

施設等の要件

サテライト機関が具備すべき施設等の要件は、次のとおりです。

匿名データの提供については、当該業務を行う施設が「匿名データ提供施設基準」を満たしていることが必要です。

統計の作成等については、当該業務を行う施設が「オーダーメイド集計施設基準」を満たしていることが必要です。

オンサイト利用環境の提供については、当該業務を行う施設が「オンサイト利用施設基準」を満たしていることが必要です。

オンサイト利用施設を用いた調査票情報の使用の枠組み

平成 21 年 3 月 9 日
独立行政法人統計センター

1 目的

本枠組みは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条に基づく調査票情報の提供に関し、同条に係る調査票情報の使用を情報セキュリティが確保された施設内に限定し、及びその使用を厳重に管理することが可能な仕組みを学界等と連携して整備し、これを行政機関等及び大学研究者等に供することにより、同条の適切かつ円滑な運用、調査票情報の適正管理、行政機関等の事務の負担軽減及び同条に係る手続の迅速化に寄与することを目的とする。

2 本枠組みの利用

本枠組みは、統計センターに調査票情報を寄託している行政機関等において、統計法第 33 条に基づき当該調査票情報を提供する際に利用することができるものとする。

3 オンサイト利用施設

本枠組みで用いるオンサイト利用施設は、統計データの二次的利用に係る統計センターのサテライト機関の施設であって、統計センターの定める「オンサイト利用施設基準」に適合していることを統計センターが認証しているものとする。

4 事務の流れ

本枠組みにおける事務の流れは、次のとおりとする。

- (1) 統計法第 33 条に基づく調査票情報の提供に関し、行政機関等はその承認した申請者及び調査票情報の使用者（統計センター及びサテライト機関の職員を除く。）に係る情報、申請者が調査票情報を使用する場所として限定しているオンサイト利用施設並びに申請者に提供する調査票情報の抽出及び編成に係る仕様について、統計センターに連絡する。
- (2) 統計センターにおいて、行政機関等が提示する仕様に基づき統計センターに寄託された調査票情報を調製し、当該調製した調査票情報及びその符号表並びに申請者及び調査票情報の使用者に係る情報を、指定されたオンサイト利用施設を有するサテライト機関に送付する。
- (3) サテライト機関において、当該調査票情報の使用に関するオンサイト利用施設での準備が整い次第、その旨及びオンサイト利用施設の利用可能期間（行政

機関等が承認した当該調査票情報の使用期間内に限る。)を申請者に連絡するとともに、同内容を統計センター及び行政機関等に併せて連絡する。

- (4) 調査票情報の使用者が、オンサイト利用施設を利用しようとするときは、使用者本人であることを証明する書類及び行政機関等から交付された承認書により、使用者の本人確認を行う。
- (5) 調査票情報は、統計センターが定める「オンサイト利用施設基準」を満たす施設において厳重に管理し、その使用をオンサイト利用施設内に限定し、施設外への持ち出しを禁止する。
- (6) 利用可能期間を満了した調査票情報及び中間生成物は、サテライト機関において消去し、その旨を統計センター及び行政機関等に連絡する。